


所管部課		福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名		東大和市障害者差別解消法職員対応マニュアルについて				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する要綱				
	部課機関	総務部職員課				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成28年4月から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行される。</p> <p>法により、市は障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供を求められることから、法の規定に基づく適切な対応を行うため、市の対応要領として、「東大和市障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する要綱」を制定する。</p> <p>本マニュアルは、要綱第5条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消のための手引として策定するものである。</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの基本的な考え方 ・合理的な配慮の提供の基本的な考え方 ・市職員としての基本的姿勢 ・合理的配慮の具体例 ・障害種別の障害特性と配慮について ・相談窓口、相談体制について <p><影響及び効果></p> <p>職員向けの研修等で活用し、市職員の適切な対応に資することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>マニュアルの内容等は、福祉部と総務部で調整済みである。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>法の規定により、対応要領を作成したときは、公表するよう努めるものとされているため、要綱に付随する本マニュアルについても、庁議付議後、市長決裁を得て、市公式ホームページで公表したい。</p> <p>管理職向け説明会、職員向け研修会を実施したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職向け説明会 4月8日、4月11日予定 ・職員向け研修会 4月12日予定 						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。